

霧島市条例第 24 号

令和 7 年 6 月 19 日

霧島市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例

霧島市過疎地域産業開発促進条例（平成17年霧島市条例第247号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第5条の13第9項」を「第5条の13第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。